

仕様書

1 業務名称

選択制中学校給食産業廃棄物（弁当箱等）収集運搬処分業務

2 業務の目的

発注者の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分を次のとおり実施する。

本業務で排出される廃棄物について、できる限り再生資源化すること。また、それ以外の物については適正に処分すること。

3 法の遵守

発注者及び受注者は、本業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法律を遵守すること。

4 事業場（産業廃棄物の排出場所）

（住所）堺市中区八田西町1丁2番3号

（施設の名称）堺市第1学校給食センター内給食物資配送拠点

5 委託する産業廃棄物の種類及び数量

種類：廃プラスチック類

- ・保温カート用ラック
- ・弁当箱
- ゴムくず
- ・マグカップふた

数量：廃プラスチック類

- ・保温カート用ラック（642 mm×390 mm×115 mm）ポリプロピレン製 750 個
- ・弁当箱
米飯箱（156 mm×105 mm×41 mm）ポリプロピレン製 6842 個
温おかず箱（158 mm×109 mm×40 mm）ポリプロピレン製 4907 個
冷おかず箱（156 mm×109 mm×41 mm）ポリプロピレン製 6130 個
ふた（166 mm×117 mm×12 mm）ポリプロピレン製 20730 個
- ・マグカップ（長径 87 mm×高さ 84 mm）ポリプロピレン製 6680 個
- ゴムくず
- ・マグカップふた（長径 100 mm×高さ 17 mm）シリコンゴム製 7069 個

6 履行期間（契約の有効期間）

契約締結日から令和7年9月1日まで

※排出場所からの収集運搬は令和7年7月14日（月）から7月18日（金）までに実施すること。

7 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。
なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

8 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲を記載した書面及び事業範囲を証する許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。

9 産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

受注者は、発注者から委託された上記5の廃棄物を発注者と協議して決定した最終目的地に搬入する。決定した最終目的地は書面を作成し契約書に添付する。

10 積替え又は保管

受注者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管については、行わない。

11 処分又は再生の場所、方法及び能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を処分又は再生するにあたり、事業場の名称、所在地、処分又は再生の方法及び施設の処理能力について発注者の承認を得て、その内容を記載した書面を契約書に添付すること。

12 中間処理後の産業廃棄物の再生並びに最終処分の予定

受注者は、中間処理後の産業廃棄物の再生並びに最終処分の予定について、次の事項を記載した書面を発注者に提出し、契約書に添付すること。

- (1) 中間処理後の廃棄物の種類
- (2) 再生又は最終処分を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 再生方法又は最終処分方法
- (4) 施設の処理能力

13 発注者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報

(1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

学校給食に使用した備品の整理に伴う廃棄物で有害廃棄物は含まず、現状のままで排出する。

(2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

なし

(3) 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

なし

(4) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

なし

イ 廃パーソナルコンピュータ

ロ 廃ユニット形エアコンディショナー

ハ 廃テレビジョン受信機

ニ 廃電子レンジ

ホ 廃衣類乾燥機

ヘ 廃電気冷蔵庫

ト 廃電気洗濯機

(5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項

なし

(6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

なし

14 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

処理は1回のみであるため変更なし

15 業務終了時の発注者への報告に関する事項

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、業務終了報告書を提出すること。ただし、業務終了報告書は、受渡確認票（紙マニフェストの場合はその写し）で代えることができる。

16 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって

行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

17 収集に関する注意事項

排出場所からの収集運搬は令和7年7月14日（月）から7月18日（金）までに実施すること。

収集運搬許可車両による運搬日については事前に発注者と協議すること。

本業務の保温カート用ラック及び弁当箱類は、保温カートの中に収納されている物もあるので、搬出場所からの収集運搬の際は、保温カート内部からの搬出も合わせて行うこと。

18 その他

(1) 別紙1の「暴力団等の排除について」の内容を理解の上、遵守すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は本業務に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者の協議の上でこれを定めるものとする。